

給与勧告の仕組み

令和8年8月
人 事 院

目次

- ▶ 給与勧告制度の基本的考え方 1
- ▶ 給与勧告の対象職員 2
- ▶ 給与勧告の手順 3
- ▶ 民間給与との比較 4
- ▶ 民間給与との比較方法（較差の算出イメージ） 5
- ▶ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較を採用する理由） 6

給与勧告制度の基本的考え方

労働基本権制約の代償措置

国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき給与を決定しています。

情勢適応の原則（民間準拠）

国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要があることから、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、その時々¹の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間企業従業員の給与水準と常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本としています。

精緻な調査に基づく民間給与との比較

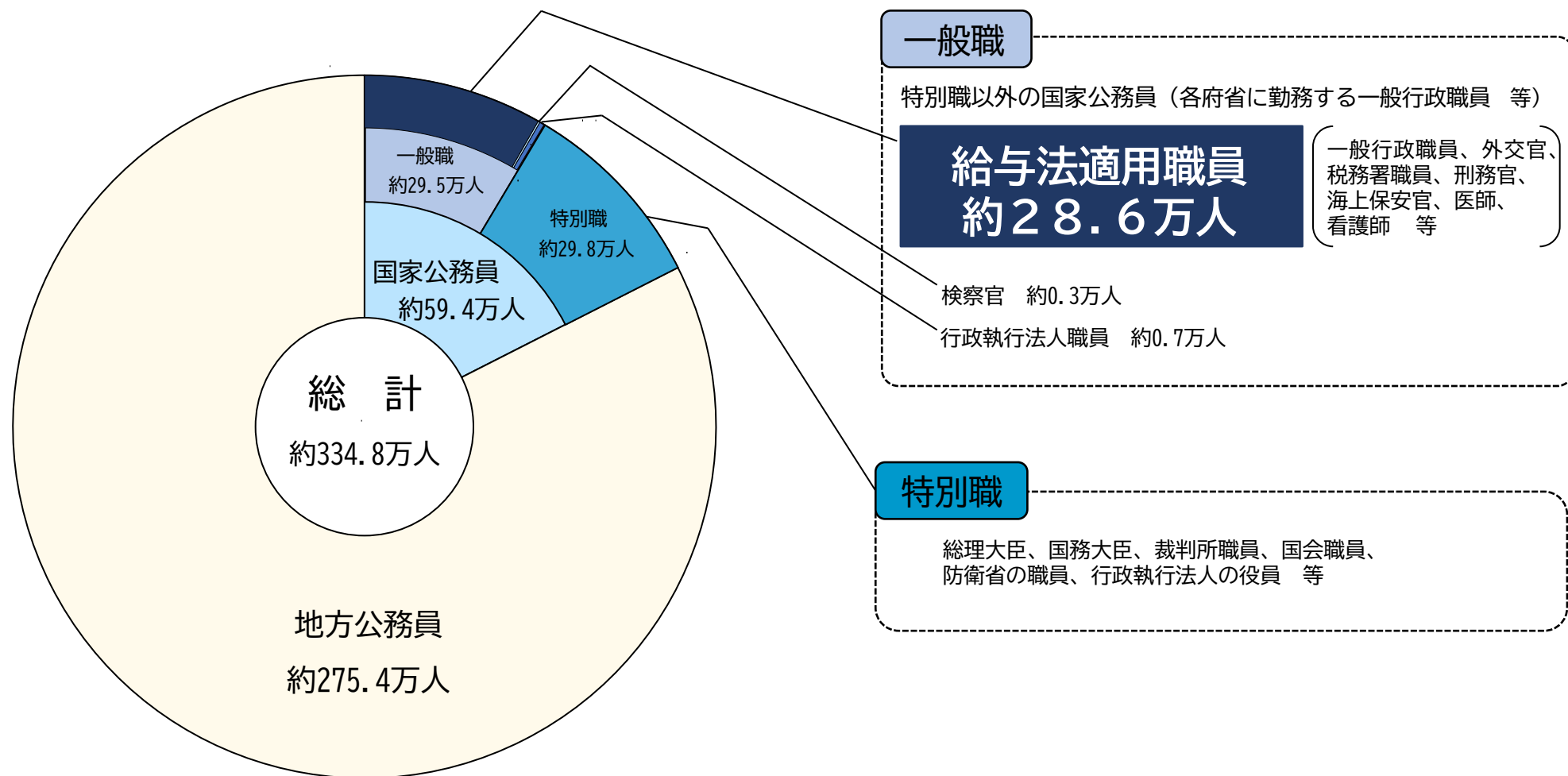
人事院は、毎年、公務と民間の給与を調査し、公務は一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員、民間は公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員の給与額について、主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、給与勧告を行っています。

（参考）国家公務員法第28条第1項

この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適應するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約59.4万人と、地方公務員約275.4万人がいます。このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約28.6万人です。



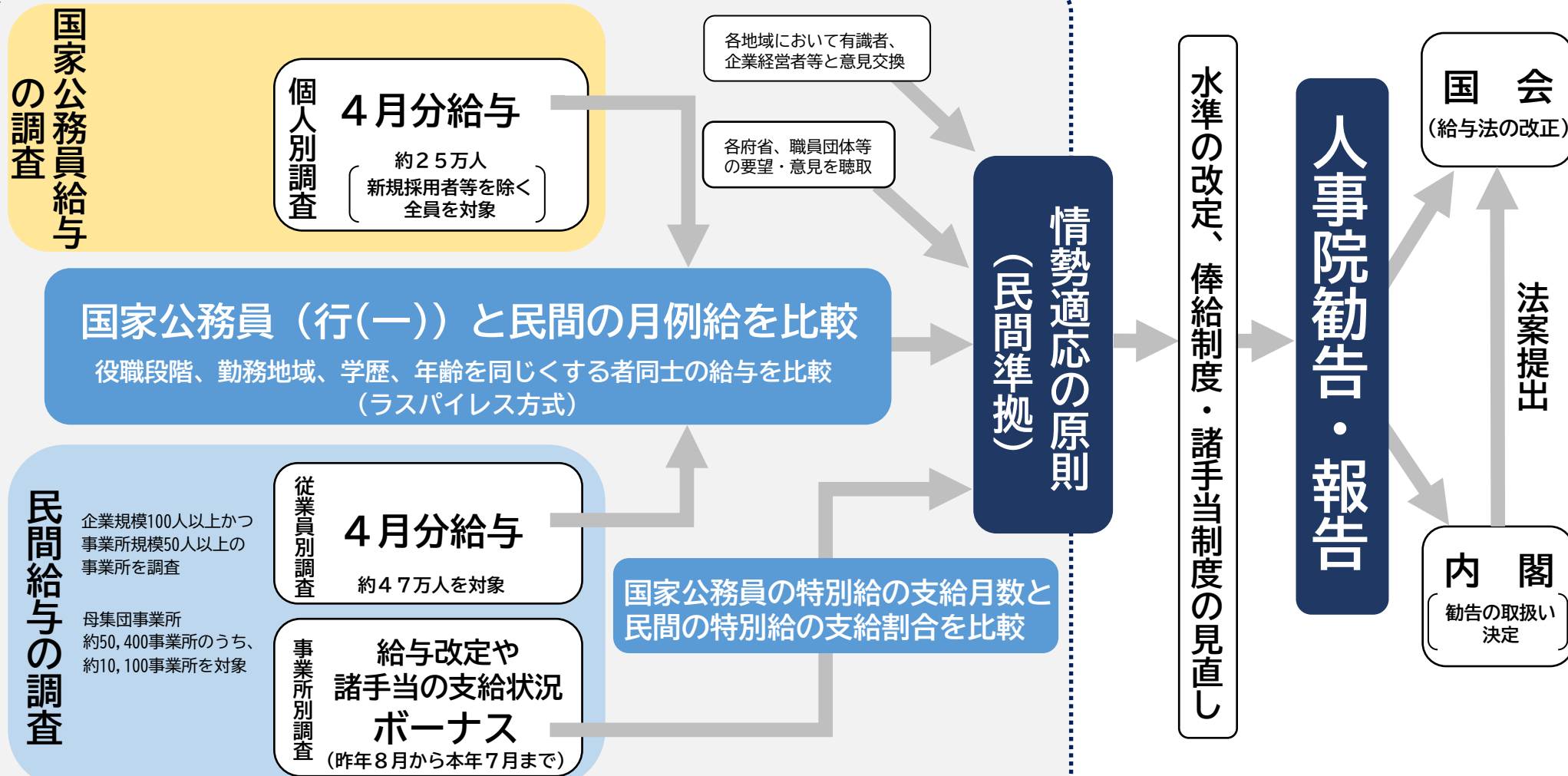
（注1）国家公務員の数とは令和8年度末予算定員等による。

（注2）地方公務員の数とは総務省「令和7年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

（注3）人員は、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しない場合がある。

給与勧告の手順

- 人事院は、国家公務員の給与水準を決定するため、常勤の国家公務員と常勤の民間従業員の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。
- また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



民間給与との比較

比較対象

○常勤の国家公務員〔行政職俸給表(一)〕と、
企業規模100人以上の民間事業所の常勤従業員〔事務・技術関係職種〕
の給与水準を比較

※ 較差算出に当たり、本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、
業務の特殊性や困難性を考慮し、東京23区の企業規模1,000人以上の
本店従業員と対応

比較対象は民営事業所全体の無期雇用者数の過半数をカバー



※事業所母集団データベース「令和3年次フレーム(確報)」(総務省統計局)を基に人事院集計

<参考> 総合職試験等からの新規採用者が内定を受けた民間企業の規模



※「令和8年度 総合職試験等からの新規採用職員に対するアンケート」(人事院)

比較方法

○単純平均では、給与水準の高低が適切に判断できないため、
給与水準に影響する要素が同じ者同士での比較が必要

<一般的に給与水準に影響する主要要素>

役職段階

勤務地域

学歴

年齢

<単純平均が適当でない例>

A社	平均給与額 30万円	ベテラン社員 1人 (給与40万円)	若手社員 1人 (給与20万円)
B社	平均給与額 20万円	若手社員 2人 (給与20万円)	

会社全体：A社>B社 ⇔ 若手社員：A社=B社

⇒ A社はベテラン社員がいるため、平均給与額が高く見える

○国と民間で人員構成が異なるため、
国の人員構成を基準（ラスパイレス方式）

<比較の具体例>

年齢	民間 (係員・東京23区・大卒)		国 (係員・東京23区・大卒)	
	人数		人数	
22・23	300	⇒ 250	250	
24・25	250	⇒ 300	300	
26・27	270	⇒ 260	260	
：	：	：	：	

役職を対応させる

揃える

民間給与との比較方法（較差の算出イメージ）

○ 国と民間の常勤職員※₁について、主な給与決定要素※₂を揃えて給与水準を比較※₃

※₁ 国は一般的な行政事務を行っている行政職俸給表(一)適用職員、民間は事務・技術関係職種の従業員（企業規模100人以上の事業所）

※₂ 役職【係員～部長等】、勤務地域【地域手当1級地（東京23区）～5級地、非支給地】、学歴【大卒、短大卒、高卒、中卒】、年齢【2歳ごと】

※₃ 民間と国では人員構成が異なるため、基準とする国の人員構成によって加重平均（ラスパイレス方式）

民間・国共通

役職・勤務地域・学歴ごとにグループを作り、
同じグループ同士で民間と国をペアにする

（その際、業務執行面の類似性、立地条件の共通性等を踏まえ、
本府省職員のグループは、東京23区の企業規模1,000人以上の
本店従業員のグループとペアにする）

各グループについて年齢別の平均給与を算出

民間

課長・東京23区・大卒 グループ		
...		
課長代理・東京23区・大卒 グループ		
...		
係員・東京23区・大卒 グループ		
年齢	平均給与 ×	人数
...	...	...
22・23	000,000 ×	250
24・25	000,000 ×	300
26・27	000,000 ×	260
...	...	...
グループごとの給与総額：		000,000,000
（【平均給与×人数】の合計）		

ペア

国

課長・東京23区・大卒 グループ		
...		
課長補佐・東京23区・大卒 グループ		
...		
係員・東京23区・大卒 グループ		
年齢	平均給与 ×	人数
...	...	...
22・23	000,000 ×	250
24・25	000,000 ×	300
26・27	000,000 ×	260
...	...	...
グループごとの給与総額：		000,000,000
（【平均給与×人数】の合計）		

民間のみ

各グループについて年齢別の人数を国の人数に
置き換える

民間・国共通

全グループの給与総額を合計して国の総人数で
割り、1人当たりの給与額を算出

民間と国の1人当たりの給与額を比較し、
その差が「較差」となる

（全グループの給与総額 ÷ 国の総人数）
民間の1人当たり給与額
443,507円（a）

（全グループの給与総額 ÷ 国の総人数）
国の1人当たり給与額
428,451円（b）

= 令和8年の較差
（a） - （b）
15,056円（3.51%）

民間給与との比較方法（ラスパイレス比較を採用する理由）

- 給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素を踏まえてその水準が定まっていますが、国と民間企業では、給与決定要素ごとに見た場合の人員構成が異なっているため、単純な平均による比較では、このような人員構成の違いによる影響を大きく受けてしまい、適切な比較を行うことができません。
- このため、人事院勧告における国家公務員給与と民間給与との比較においては、国と民間企業の類似職種（事務・技術関係職種）の常勤職員について、主な給与決定要素である①役職段階、②勤務地域、③学歴、④年齢を同じくする者同士の4月分の給与を対比させ、比較対象とする民間企業の人員構成ではなく、比較基準とする国家公務員の人員構成によって加重平均する、いわゆるラスパイレス方式を採用しています。

< 「①役職段階」によるラスパイレス比較のイメージ ～A社【基準】の給与をB社と比較する～ >

役職段階	A社【基準】		B社	
	平均給与額	人員	平均給与額	人員
部長	500,000	5	520,000	3
課長	400,000	15	420,000	6
係長	300,000	25	320,000	16
係員	200,000	55	220,000	75
計 (単純平均)	270,000	100	257,000	100

※ 実際には、①役職段階に加え、②勤務地域、③学歴、④年齢についても、条件を揃えて国家公務員の人員構成に基づいて加重平均し、比較を行っています。

役職段階別では全ての階層でA社が2万円低いが、単純な平均ではA社が1.3万円高い
その理由は両社の人員構成の違い

人員構成を揃えて比較
【ラスパイレス方式】

B社の人員構成を
A社の人員構成に置き換え

人員構成の違いによる
影響が除去された
この数値で比較
(A社の方が2万円低い)

役職段階	B社（人員構成をA社に置換え）	
	平均給与額	人員
部長	520,000	5
課長	420,000	15
係長	320,000	25
係員	220,000	55
計 (ラスパイレス方式)	290,000	100